

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008 ～ 2010

課題番号：20530118

研究課題名(和文) 近代日本における「団体」法理論の受容とその政治思想的意義

研究課題名(英文) The Adoption of Legal Theory on Genossenschaft in Modern Japanese Political Thought

研究代表者

松田 宏一郎 (MATSUDA KOICHIRO)

立教大学・法学部・教授

研究者番号：50222302

研究成果の概要(和文)：本研究は、国家および諸中間団体に自然人と同様の人格や権利能力、また集合的な心理の存在を措定し、その発展や保護についての論理を体系化しようとする試みが、純粋な法理論として以上に政治思想としていかなる展開を遂げたかを検討した。特に井上毅・穂積八束・美濃部達吉・末弘巖太郎の思想を「団体」論の系譜の中に位置づけ、それが国家であれ自治体や職能団体などの中間団体であれ、「団体」に期待される自己統治能力(しばしば「自治」という概念で説明される)と権利主体としての実体性がどのように理論的に説明されたてきたか、それぞれの時代の学問的背景、具体的な準拠理論、使用される理論的概念の継承関係や変化を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research examined the theoretical development of the concept of “Genossenschaft” or “association” as a subject of political and legal rights in the modern Japanese academic discourses. Specifically, theorists such as Inoue Kowashi, Hozumi Yatsuka, Minobe Tatsukichi, and Suehiro Izutaro are highlighted as leading figures who elaborated the theory of the competence of self-government of “Genossenschaft” and its function in the greater political body, such as a modern nation state.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：団体・権利主体・多元主義

## 1. 研究開始当初の背景

松田はこれまで近代日本における社会学理論および科学哲学的分野での生物進化論の国家有機体論との接合をめぐる思想家・理論家の言説分析をおこなってきた。その研究の過程で、国家論および社会における中間団体の役割をめぐる議論において、そもそも国家や中間団体を個人と集合とみなさずに、それ自体を実体的な権利能力主体とみなし、人格や集合的な心理の存在までが措定される

議論が盛んになり、またその理論的可能性を深めようとする傾向がひろく社会科学の諸分野で見られることに着目した。その中でも法学者の著作を主たる素材として、法理論における中間団体および「団体」としての国家の理論的位置づけが、法理論としての整合性や有効性だけでなく、政治思想としていかに20世紀初期の時代潮流と呼応し、またそこで生み出された知見が20世紀前半の日本におけるナショナリズム思想の展開に影響

を与え、あるいはどのように齟齬をきたしたかを明らかにすることがまだ未開拓であると考えた。

## 2. 研究の目的

近代日本の政治思想において、「国家」対「個人」、「権力」対「自由」といった対立軸に基づく対抗関係は必ずしも、政治思想の理論的発展の核心部分を構成したとはいえない。政治体は何を基礎単位として構成されているのか、個々の基礎単位に認められる権利と義務は何か、政治体は全体として意思を持っているのか、その意思はいかなる論理構成によって正当化されるか、といった最も核心部分をなす諸問題への考察は、非常に短期間に西洋発の新たな思想を導入しつつ書き換えられながら、他方思想的継承と複雑な相互影響関係を形成し展開されていた。

従来、非西洋圏における西洋法の継受は個人主義の未発達による欠陥があったという解釈が強かったが、むしろ19世紀末から20世紀前半の西洋法思想自体が個人主義への疑いを強めており、日本の法思想の展開はその動向に敏感に反応し、なおかつそれが日本社会にいかなる現実性をもつかを真剣に検討した例も少なからず存在していた。

かかる問題を対象として、本研究では、明治期から昭和初期にいたる「団体」概念の変遷を通じて、意思と権利・義務の担い手を多元化し多レベル併存化する理論的試みの内実を明らかにする。

## 3. 研究の方法

研究方法は以下のような段階をふまえて構成された。

(1) 史資料の所在確認、閲覧および入手、整理。日本国内では国立国会図書館などでの文献の調査と、特に法学における「団体」理論の体系化に多大な貢献をしたギールケの蔵書を有する一橋大学図書館ギールケ文庫での調査、英国のブリティッシュ・ライブラリーおよびロンドン大学ユニバーシティ・カレッジ図書館、ケンブリッジ大学図書館での調査をおこなった。

(2) これらの資料から、「団体」「自治」といった概念の構成を抽出し、また相互の影響関係や歴史的社会的背景と議論のコンテキストを明確にする。必要に応じて、関連二次文献にもあたる。

(3) 理論的枠組みの構築。法理論内部での「団体」概念の扱いに依存するのではなく、近代社会における権利主体の単位が自明に「個人」にだけ割り振られていたわけではない点を、「団体」概念の扱い方のなかから抽出し提示する。

## 4. 研究成果

研究成果は、学会報告、公刊論文（予定分も含む）において発表しているが、概略は次のようになる。

明治以降の日本の法学者による「団体」論に影響を与えた西洋の法思想・政治思想はきわめて多様なものであったが、理論的にまとまりと深みをもってインパクトをあたえたのは、ドイツ系では、ギールケ、プルンチュリ、シュタイン、ラーバント、イェーリング、らの法学者、英米系では、オースティン、メイトランド、メインなどの実証主義的法学者と法史学者らであった。これらが、日本の代表的な法学者である徳積陳重、徳積八束、鳩山秀夫、中田薫、美濃部達吉、末弘厳太郎、牧野栄一、上杉慎吉らに与えた影響は重要である。また、そういった法学者の研究は、法学の世界にとどまらず、さらに広い範囲の知的動向と相互的な影響圏を形成した。内務官僚である平田東助らの団体研究、吉野作造・大山郁夫らの政治学者、福田徳三ら経済史学者は、それぞれの分野で同様な問題群に取り組んでいた。

まず重要なのは、政治体の生物学的アナロジーとしての有機体的国家観は、むしろ法思想の世界からはほぼ退場した。たとえば有名な天皇機関説における「機関」はorganであって、本来の概念の用法からいえば有機体的国家観と親和的であるが、当時そのような指摘は、北一輝などの特別な例を除けば、なされなかった。知識の専門化がすすみ、哲学・思想系統の知識人に国家学・法学の教養が失われていったためである。それが政治問題化したときに起きた混乱は、organと機械的な部品の概念が区別できていなかったり、かりに国家や国民が有機的の一体であるとしたら君主権をその「内部」に位置づけていいのかどうかという問題についての理解ができていない多数の論争参加者によるものであった。ただし、その誤解や理論的混乱は本来専門家であるはずの法学者や社会学者にまで逆流したこともある。

明治初期の法思想に重要な役割を果たした法制官僚の中心人物井上毅は、早い時点から、地方団体、職能団体の権利主体としての扱いと、国家の「主権者」としての天皇との理論的整合性に多様な問題が存在することを認識していた。井上はもちろん、国民の天皇への忠誠と団体的自治を、たとえいかに困難であっても、裂け目が見えないように理論的に結びつけるべきだと考えていた。他方、極端な天皇中心主義者である徳積八束や上杉慎吉は、理論的には個人主義的な法実証主義に固執し、そこから生じた理論的なねじれを克服することに失敗したが、その失敗が、美濃部らアカデミズムからも、あるいは北一輝のような民間の政治運動家からも指摘されても、自己を権威化する以上の対処策をと

らなかった。

中間団体に期待される自己統治能力と国家の全体秩序との関係がどのように理論的に説明されたかについては、ドイツとフランスの地方制度の違いから折衷的な方法を模索する井上毅や内務省に關係する知識人館郎、トクヴィルに着目しアメリカ型の分権システムから学ぼうとする福澤諭吉や英米法学系統の知識人、そして、日本版歴史学派ともいべき中田薫や経済史の福田徳三などが、おおまかえば、歴史的経験としての「自治」と「公共精神」の概念を、内包される意味を変化させながら再利用を繰り返したことが重要である。

このような議論の展開に伴って、明治後半期から「自治」という用語の使用は増加するが、これは単に地方自治制度の整備に関するだけでなく、人々が一定地域や職能団体の秩序などを「自治」的に管理する能力の養成が、国家からも民間の世論としても高まったことを背景としている。「自治」の内容は多岐にわたり、保安や政治的安定などのセキュリティ問題から、経済的利益を共同で守るための組合などの奨励、個人の人格的自己陶冶といった教育的課題にいたるまで「自治」の理念はかかわる。

「自治」の理念から歴史的に逆算して、日本の近世、あるいはそれ以前にいかなる団体的法關係が成立していたかを再発見しようとするアプローチも明治後期以降繰り返し現われた。初期の実証的歴史学者である三浦周行は、鎌倉時代の武士団や寺社の法に「法治国家」の淵源を求めた。ただし、こういったアイデアの萌芽は、すでに近世の思想家、たとえば太宰春台や安積良斎らの「封建」論を巧みに継承したものと見ることができる。いわば「封建論」は、「団体」「自治」概念と結びついて、日本の歴史的経験を特権化するためのイデオロギー系譜を構成する役割を果たした。

また「団体」論は、国家のみならず地方団体や職能団体などへの個人の責務を正当化するものはなにかという問題とも結びついた。近代日本では、中国や日本で古くから使用されてきた概念である「報国」が、個人の公共的責務（必ずしも直接国家に対するものとは限らず）を表現するのに用いられることとなったが、それがどういった義務を課すものであるのかについて、多様な論争が展開されてきた。また、この「報国」について、個人と国家を「団体」が媒介し、なおかつその基礎的な主体が個人であるかどうかは、議論の対象となった。

「団体」概念はこのように個人と国家とを媒介する重要な役割を担ったが、同時にそれは、「団体」をどれだけ強く権利能力主体として承認するかという論争を生み出した。ま

ず、地方自治問題、そして次第に農業組合、都市の事業者組合、労働問題といった形で争点は展開し、さらには、そもそも国家とは「自治」組織の連合体であるのか、それ自体一つの「自治」組織であるのか、また日本が支配する植民地地域の社会にどれだけ「団体」としての法的権利能力を認めるのか、あるいはそのような社会的実体を措定するのかといった、政治体制全体にかかわる理論への関心が昭和初期には高まった。この問題は第二次大戦後、あらたな政治体制成立後も、地方分権、利益集団の組織化などが争点化するたびに、議論の底流に流れることとなった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

①松田宏一郎, 「民約」は社会契約か?, 『日本歴史』, 吉川弘文館, 査読無, 2011年3月, pp. 22-25.

②松田宏一郎, 日本近世後期における秩序の正当化論理—「慣習」・「古例」と法源の意識, 『茶山学』(韓国、茶山学術文化財団)、査読有、13巻、2008年12月, pp. 156-178, 韓国語および日本語併記

③松田宏一郎, 江戸から明治へ 福澤諭吉が仕掛けた変化と連続の物語, 『大航海』, 2008年6月, 新書館, 査読無, 2008, pp. 119-125

[学会発表] (計6件)

① Koichiro Matsuda, "Conceptualizations of 'History' and the 'Past' in 19th Century Japanese Thought" in the Lecture Series The Cluster of Excellence "Asia and Europe in a Global Context: Shifting Asymmetries in Cultural Flows" at Heidelberg University, Heidelberg, Germany, November 11 2010

②松田宏一郎, 陸羯南とリベラリズム, 日本政治学会研究大会、日本大学、2009年10月11日

③ Koichiro Matsuda, "The Concept of 'Asia' before Pan-Asianism", at ICAS (International Convention of Asia Scholars) 6, Daejeon, Korea, August 6-9 2009

④ Koichiro Matsuda, "Inoue Kowashi (1844-1895) and the (Re)Construction of Legal Terminology", JSAA (The Japanese Studies Association of Australia) -

ICJLE(the International Conference on Japanese Language Education) 2009 Conference, Sydney, Australia, July 13-16, 2009

⑤Koichiro Matsuda, “Are Japanese Taking “Freedom” Seriously?: Discourse on Liberty in Japanese Historiography”, at “Liberalisms in East and West” Conference in St. Antony’s College, University of Oxford, Oxford, United Kingdom, 9-11 January 2009

⑥Koichiro Matsuda, “Utility of Rituals in the Discourses on National Security and Political Authority by in the Kaikoku-Ishin Period”, at The 12th International Conference of EAJS (European Association for Japanese Studies) at Salento University, Lecce, Italy, September 20-23, 2008

[図書] (計 2 件)

①Koichiro Matsuda, “The Concept of ‘Asia’ before Pan-Asianism” in Sven Saaler and Christopher W. A. Szpilman eds., Pan-Asianism: A Documentary History, Volume 1, Rowman & Littlefield Publishers, Inc., 2011, March, pp. 45-52.

②松田宏一郎, 「義気と慣習—明治期政治思想にとってのトクヴィル」, 松本礼二他編 『トクヴィルとデモクラシーの現在』, 東京大学出版会, 2009 年, pp. 274-269.

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

松田 宏一郎 (MATSUDA KOICHIRO)  
立教大学・法学部・教授  
研究者番号: 50222302

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし